

いじめ防止等のための基本方針

長野西高等学校望月サテライト校

1 はじめに

通信制には、様々な事情を抱えて通学する生徒が多く在籍し、家庭環境・経済的な問題・学習困難を抱えるなど、多様な困難を乗り越えながら卒業を目指している。そのような生徒たちが、いじめによってその進路を阻害されることが無いよう学校全体でいじめ防止対策に取り組んでいく。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、問題が発生しにくい学習環境づくりにこころがける。
- (2) 生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じる機会を設けたり、気持ちを読み取ることで日常的な未然防止に努める。
- (3) 家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携とともに、相談しやすい環境を整え、早期発見・早期対応に努める。万が一起きてしまったときは、生徒の心身の安全を第一に、気持ちに寄り添い、関係者が連携して支援・指導を継続して問題を乗り越えることを目指す。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの基本的認識

- いじめは、どの生徒・どこの教室でも起こり得る　－誰もが被害者にも加害者にもなり得る－
- 本人がいじめと感じれば、それはいじめである　－いじめられたとする生徒の心理面を重視－
- いじめは絶対許されない　－人権や生命に関わる重大な問題である－

5 いじめの態様

【物理的いじめの例】

- 暴力・・・ぶつかる、叩く、蹴る、足をかけて転ばせる　など（ふざけあっている様に見える場合も含む）
- たかり・・・金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要　など
- 嫌がらせ・・・持ち物を隠す・壊す・捨てる・いたずらをする　など

【心理的いじめの例】

- 言葉の暴力や脅し・・・悪口、脅し文句、冷やかし、からかい　など
- 仲間はずし・・・複数で無視する、避ける　など
- 嫌がらせ・・・嘘や悪い噂を流す、SNS 等による誹謗中傷や画像を流出させる　など

6 いじめの防止等のための対策

(1)「いじめ防止対策委員会」の設置

構成員：副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター（特コ）

役 割：①学校のいじめ防止等の取組みの計画立案と評価

②学校のいじめ防止等の情報を家庭へ発信

③いじめの早期発見・早期対応

④教職員の意識啓発

(2)いじめの未然防止

○生徒が主体的に取り組む活動や体験活動を充実させる

生徒が自身の役割を自覚し、仲間と協力して達成感を味わえる活動を設定すると同時に、生徒が挑戦することで達成感・感動・人間関係の深まりが感じられ、自己有用感が高められる活動の工夫をする

○いじめ問題に対する理解を深める

いじめの定義や様態等について職員間で共通認識を持つとともに生徒・保護者に対しても周知する

○「いじめは絶対許さない」という姿勢の周知

いじめは人の命を奪うことにつながる重大な問題であり、犯罪行為である場合もあるので、警察とも連携して厳格に対応することを明確に示す

○生徒との信頼関係の構築

生徒が職員に話をしやすい雰囲気づくりに努める

(3)いじめの早期発見

○職員の観察による発見・・・面接授業や休み時間等に注意深く生徒の様子を観察する

○生徒アンケートによる情報収集

○教育相談体制

・担任による個人面談（随時、7月面談期間、2月受講登録など）

・校内外の相談窓口の周知（オクレンジャー等を活用）

こどもの権利支援センター 026-235-7458

24 時間いじめダイヤル 0570-078310

チャイルドライン 0120-99-7777

○保護者との連携・・・日常の電話による相談や保護者アンケートによる情報収集

(4)いじめ対応の基本

○「いじめではない」として見過ごさない

・ひやかしやからかいもいじめに相当する、あるいはいじめに発展するという認識に立つ

・一人の判断で「いじめではない」と見過ごしたり受け流したりしないよう注意する

○一人で抱え込まずチームで対応

・情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず「報告・連絡・相談」

・迅速かつ柔軟に対策チームを編成し、役割を分担して素早く対応する

○被害生徒を守り通す

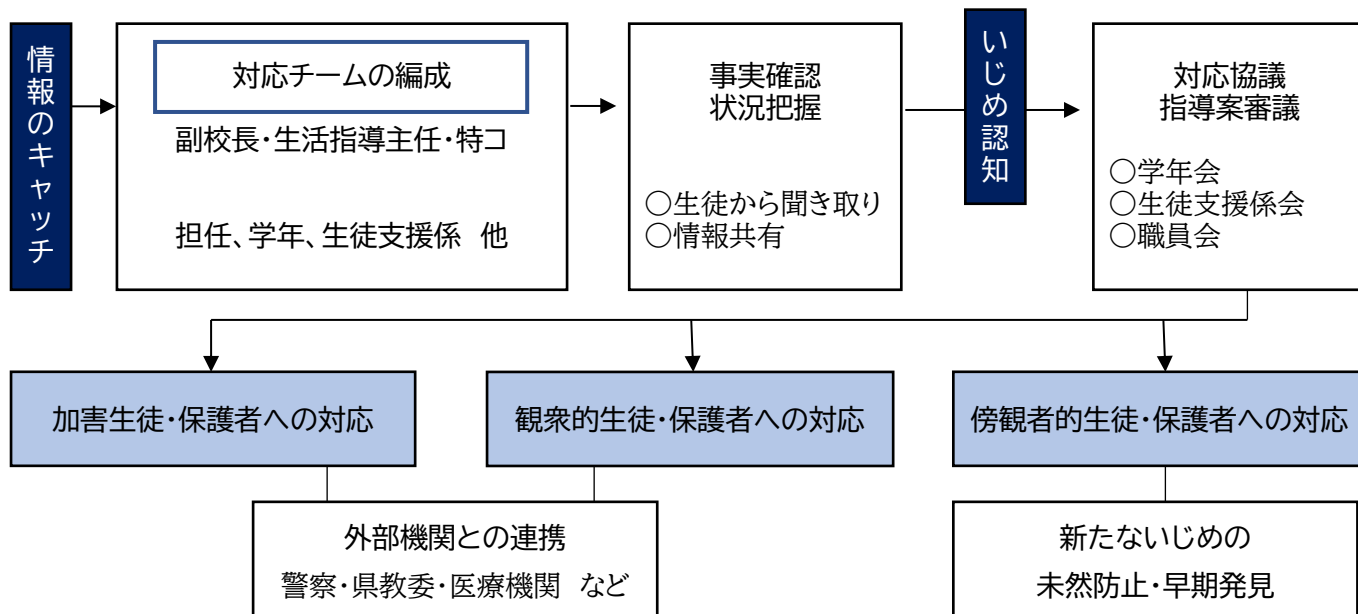
・被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応をする

・いじめ解消後も継続的に支援し見守る

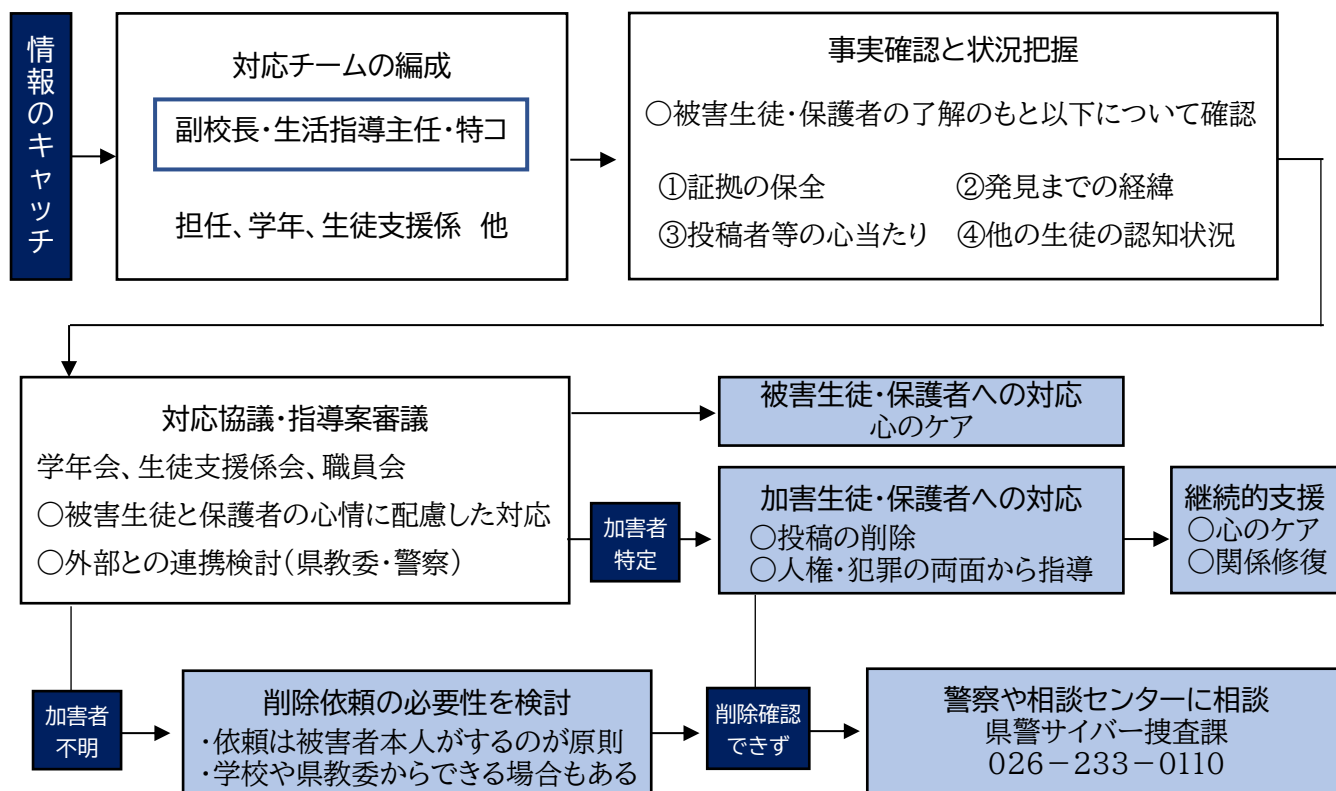
○いじめは絶対許さない

・加害生徒や観衆的立場の生徒に対し、心理面は受容しつつも行為については毅然とした態度で指導する

(5) いじめ対応のフローチャート



(6) ネットいじめ対応のフローチャート * 緊急案件の場合は心の支援課に相談



7 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

【重大事態とは】

- 一 いじめにより、生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより、生徒等が相当の期間出校出来ないことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※ 「相当の期間」については、学校又は学校の設置者の判断による。迅速に調査に着手することが必要である。

(1)報告 重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

(2)初期対応「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「委員会」を中核とした「危機対応チーム(危機管理委員会)」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関(消防・警察・教育委員会等)への緊急連絡と支援の要請を行う。

(3)事実関係を明確にするための調査を行う

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

イ 組織の構成

公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図る。

(4)調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(5)自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」(県教育委員会)を参考として実施する。

(6)調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

イ 調査結果の報告 調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(7)その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。